

<研究ノート>

遺族年金における「遺族」の範囲

— 婚姻障害をめぐる最近の判例を素材にして —

河 谷 は る み

Defining a “Survivor” in Terms of a Survivor’s Pension:
Notes on Recent Cases of Impediments to Marriage

Harumi Kawatani

I. はじめに

遺族年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡したときに、その者によって生計を維持されていた一定の遺族に給付される年金である。遺族年金の支給対象となる遺族の中心は、死亡した者の配偶者である。2017（平成29）年3月最高裁判所は、遺族補償年金の支給要件にみられる男女差について、憲法14条1項に違反しない「合憲」と判断した。遺族補償年金の受給権をめぐる原審と控訴審、そして最高裁判決まで多くの議論がなされ、遺族年金制度の見直しに向けた政策課題も提起されたといえる⁽¹⁾。

本論文では、最近の裁判事例に現れた遺族年金を受けられる「遺族」の範囲について、問題の整理を行うことにする。はじめに遺族年金の受給権を確認してから、婚姻障害のひとつである「重婚的内縁関係」をめぐる遺族年金の判例を取り上げる。なお重婚的内縁関係とは、法律上の婚姻をしている者がその配偶者と別居し、他の者と夫婦としての生活をしている場合、法律上の配偶者と事実婚の配偶者が同時に存在するため、この後者との関係をいう。これまでの判例を確認したところ、「事実上の離婚」についての判断基準は必ずしも明確ではない。何をもちて離婚の合意と判断されるのか、また離婚には「明

示」の合意がなくてはならないのか。離婚は、合意（主観的）と事実（客観的）の両面から総合的に判断されるが、最近の判例では必ずしも「明示」の合意は必要ではない、との判断枠組みが示されている。今後「事実上の離婚」という概念の捉え方や、事実上の離婚状態であるかどうかの具体的な判断基準とその適用についての検討が求められよう。今回は最近の判例を素材にして、重婚の内縁関係をめぐる遺族年金の問題提起のみとし、改めて配偶者の判断枠組みという具体的な考察をまとめたいと思う。

Ⅱ. 遺族年金の受給権

1. 遺族年金における遺族の範囲

遺族基礎年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた①子のある配偶者、②子（生計を同じくする父母がある間は支給停止）である。この場合の子とは、18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子である（国年37条の2第1項）。そして「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう（「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔国民年金法〕平成23年3月23日年発0323第1号」）。2018（平成30）年度の年金額は、779,300円（老齢基礎年金の満額と同額）+子の加算額（第1子・第2子は各224,300円、第3子以降は各74,800円）である。このことから遺族基礎年金は、子どもを重視した年金といえる。

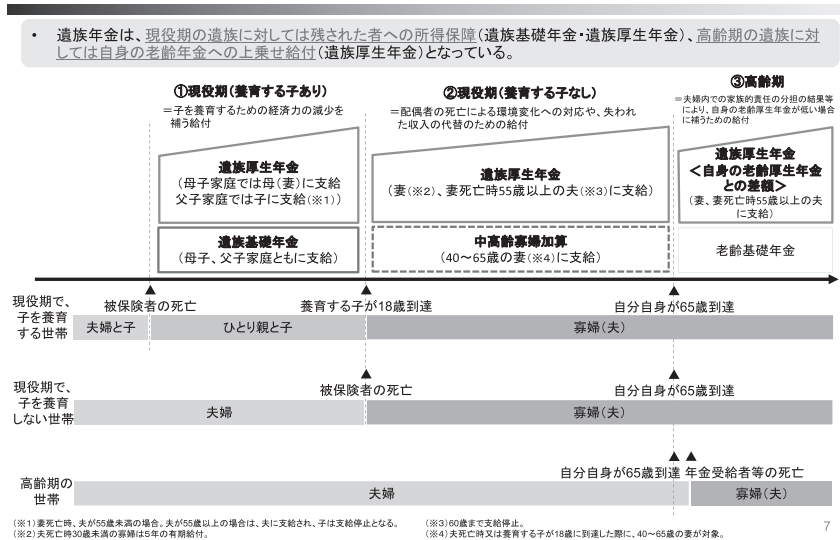
遺族厚生年金の支給対象者は、死亡した者に生計を維持されていた①子のある妻、または子（遺族基礎年金を受給できる遺族）、②子のない妻（夫の死亡時に30歳未満で子のない妻は5年間の有期給付）、③孫、④死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母（支給開始は60歳から）である。ただし、遺族基礎年金の支給対象となっている夫の遺族年金は、55歳から支給される。遺族基礎年金同様、この場合の子とは、18歳到達年度の末日までにある子、または1

級・2級の障害の状態にある20歳未満の子である（厚年59条1項各号）。

そして「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう（「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕平成23年3月23日年発0323第1号」）。年金額は、死亡した者の報酬比例による年金額×3/4である。

このように遺族基礎年金と遺族厚生年金では、遺族厚生年金の方が遺族の範囲が広く、配偶者については、遺族厚生年金の夫のみに年齢要件が規定されている。また労働者災害補償保険法（以下、「労災保険法」とする。）における遺族（補償）年金の受給資格者は、被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹であり、遺族厚生年金よりも遺族の範囲がさらに広い（労災16条の2第1項各号）。また「被災労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた」には、主として被災労働者の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、被災労働者の収入に

図Ⅱ-1 遺族年金の保障の対象



(出典) 厚生労働省年金局「遺族年金制度について—諸外国の遺族年金制度とその改革動向—」(第8回社会保障審議会年金部会 [資料4]、2019(平成31)年3月13日)7頁

よって生計の一部を維持していた、いわゆる「共稼ぎ」の場合も含まれる（「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第3条の規定の施行について」昭和41年1月31日基発第73号都道府県労働基準局長あて労働省労働基準局長通達）。

2. 遺族年金における婚姻障害

婚姻障害とは、婚姻が取り消される原因があることである。遺族年金では、婚姻の取消原因がある配偶者に対して年金の支給を認めるべきかどうか、つまり遺族年金の受給権が問題となる。婚姻障害に関わる要件には①婚姻適齢、②重婚の禁止、③再婚禁止期間の婚姻の禁止、④近親婚の禁止がある。行政実務上は、近親婚以外の婚姻障害がある婚姻について、婚姻届が受理された場合は、取り消されない限り婚姻は有効に成立しているため法律婚の配偶者として取り扱う、としている（昭和35年1月18日年発15号）⁽²⁾。

遺族年金における「遺族の範囲」について、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）は、「遺族年金を受くべき遺族の範囲 被保険者又は被保険者たりし者の配偶者。婚姻の届出をなさざるも事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなはち内縁の妻及び夫を含む⁽³⁾。」と規定していた。また労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）も制度当初に、「配偶者には、夫である場合、妻である場合、いずれも届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にあった者が含まれる⁽⁴⁾。」と規定していた。このように、わが国の遺族年金制度は、「遺族」の中に事実婚たる配偶者を含めてきたのであり、これは今日に至るまで維持されている。なお、近親婚の内縁について、叔父と姪（3親等内の傍系血族－民734条1項参照）の内縁関係の事例（42年にわたって夫婦としての共同生活を送り、2人の子が生まれて認知されていた）では、当該地域の叔父姪婚の風習に基づくものであったという特殊事情などから、3親等の傍系血族の内縁関係の反倫理性・反公共性が婚姻法秩序維持等の観点から問題とする必要がない程度に著しく低く、公益的要請よりも遺族の生活の安定等の法の目的を優先させるべき特段の事情が認められるとして、

受給資格を認めている（最判平成 19・3・8 民集 61 卷 2 号 518 頁）⁽⁵⁾。

配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合については、複数の受給権者が存在しうることを想定し、そうした状況に対処するための規定が設けられている（厚年 60 条 2 項）。重婚的内縁関係の場合、法律上の配偶者と内縁関係の配偶者のどちらが、厚生年金保険法などでいう「配偶者」に該当するのかが問題となるが、判決によれば「婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつその状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態」にある場合、生計維持要件を満たせば、重婚的内縁の配偶者に支給される（最判昭和 58・4・14 民集 37 卷 3 号 270 頁）。

労災保険法は、婚姻の届出をした配偶者であっても、「労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたもの」であることを要件としている（労災 16 条の 2 第 1 項）。同法は、遺族補償年金を受けるべき遺族の順位を、民法の相続の規定にゆだねることなく規定している（労災 16 条の 2 第 3 項）。重婚的内縁関係にあった者の遺族補償給付受給権（広島地裁昭和 55 年 11 月 20 日判決－判時 1000 号 73 頁）は、「重婚的内縁配偶者には労災保険上の内縁規定の適用がないとしつつも、法律婚が『実質的には法律上の離婚があったのを同視し得るような状況の場合は、被災者に法律上の妻がない場合と同視して』重婚的内縁配偶者に内縁規定の適用の余地を認めた判決である。内閣法制局見解（「国家公務員共済組合法にいう配偶者の意義について」昭和 38・2・28 付大蔵省主計局長照会求意 5 号）が『実体を失ったとき』としていたのに対し、本判決は『実質的には法律上の離婚があったのを同視し得るような場合』と判示した点が注目される。（中略）事実上の離婚というとき、法律婚の離婚の合意が不可欠とされるので⁽⁶⁾、それだけ内縁配偶者の保護の余地が狭いものとなろう。しかし要保障性の有無という社会保障の原則からすれば、離婚の合意の有無は重要ではあるが、法律婚の実体喪失のひとつの判断要素として相対化されてよいであろう⁽⁷⁾。」との判例解説がなされている⁽⁸⁾。

Ⅲ. 重婚の内縁関係をめぐる遺族年金の判例

1. 遺族厚生年金不支給取消裁決取消請求事件

(甲事件：平成22年(行ウ)第200号)

遺族厚生年金支給決定取消処分取消請求事件

(乙事件：平成23年(行ウ)第185号)

【大阪地方裁判所 平成26年1月16日判決】

本件は、厚生年金保険の被保険者であったA(平成20年9月7日に死亡。以下「亡A」という。)の生前、亡Aと内縁関係にあったと主張する被告補助参加人(以下、「B」という。)が遺族厚生年金の裁定を請求したところ、社会保険庁長官が不支給処分をし、これに対する審査請求も棄却されたが、同棄却決定に係る再審査請求において、社会保険審査会が上記不支給処分を取り消す旨の裁決をしたため(以下「本件裁決」という。)、亡Aの戸籍上の配偶者として遺族厚生年金を受給していた原告Xが、本件裁決の取消しを求めるとともに(甲事件)、厚生労働大臣が本件裁決の効力に従ってXに対してした、遺族厚生年金の支給決定を取り消す旨の処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める事案(乙事件)である⁽⁹⁾。

判決文によると、遺族厚生年金の支給を受けるためには、厚生年金保険法(以下「法」という。)59条1項所定の「配偶者」に該当することが必要であるところ、本件においては、当初はXが亡Aの「配偶者」に該当するとして遺族厚生年金の支給裁定がされたものの、その後、本件裁決において、内縁の妻であると主張するBが「配偶者」に該当する旨の判断がされ、本件裁決を受けて、Xに係る支給裁定が取り消されたものである。すなわち、本件の争点は、Xと参加人のいずれが遺族厚生年金の受給権者である「配偶者」に該当するかである。

Xは、次のように主張した。すなわち、法59条1項所定の「配偶者」該当性について、原則として、法律上の配偶者を優先すべきこと、そして共同生活の状態にないといえるためには、①当事者が住居を異にすること、②当事者

間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと、③当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在しないことの3要件をすべて満たす必要があり、経済的依存関係がないことは不可欠の要件である、と。またXは離婚の合意がないこと、悪意の遺棄がないこと、「共同生活の状態にない」ことがないこと、参加人が亡Aと内縁関係にあったとはいえないことを主張した。Xの主張のなかで、上記3要件をすべて満たす必要性和離婚の合意(意思の合致)がないとしたことに注目しておきたい。

これに対して被告Y(処分行政庁)は、重婚的内縁関係が存在する場合の法59条1項所定の「配偶者」の認定について「法律上の婚姻関係が形骸化して事実上の離婚状態に至り、他方内縁関係にある者との関係が事実上の婚姻関係にある場合には、事実上の婚姻関係にある者を「配偶者」として扱うべきである。また、法律婚関係が事実上の離婚状態にあるか否かの判断は、重婚的内縁関係にある者の生活実体と相対的に判断するのではなく、法律上の配偶者の生活実態に即して判断すべきであるから、まず、法律上の配偶者が被保険者等との事実上の離婚状態にあるか否かを判断するのが相当である。」と主張し、その上で「法律上の配偶者と被保険者等との間で、経済的な依存関係が反復して存在しない場合には、他の要素を考慮するまでもなく、法律上の配偶者が、被保険者等と夫婦としての共同生活の状態にないといえるため、事実上の離婚状態にあることが強く推認される。」と主張した。そして具体的事情として、Xが亡Aからの経済的給付に依存していたとはいえないこと、Xと亡Aとは約12年6か月もの長期間にわたって別居していたこと、婚姻関係を前提とする意思疎通ないし交流が継続していたとはいえないこと、婚姻関係の維持・修復に向けられた努力がなされていないこと、参加人と亡Aとの内縁関係が固定していたことの実情から、Xと亡Aとの婚姻関係は、亡Aの死亡時において、その実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのない状態、すなわち事実上の離婚状態にあったものというべきであり、Xは、法59条1項が定める「配偶者」には該当しないと主張した。またBは、「事実上の離婚状態の判断は、諸要素を総合考慮して行うべきであって、Xがその判断基準の根拠として示す、いわゆる13号通知(「事実婚関係の認定事務

について」昭和55年5月16日庁保険発第13号社会保険庁年金保険部厚生年金保険課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知)が示す考え方は最終的な公権的解釈となるべきものではない。したがって、経済的依存関係がある限り、事実上の離婚状態にあるとの判断がなされ得ないという判断基準はとるべきでない。」と主張した。

大阪地裁は、「法58条以下が定める遺族厚生年金は、被保険者等が死亡した場合等において、その遺族の生活を保障することを目的として支給される公的給付である。(中略)戸籍上の配偶者を有する被保険者等が重ねて他の者と内縁関係にあるという、いわゆる重婚的内縁関係にある場合においては、我が国が婚姻について法律婚主義を採用していることなどに照らし、原則として、戸籍上の配偶者が『配偶者』に当たるといふべきあるが、戸籍上の配偶者を有する場合であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや遺族厚生年金を受けるべき『配偶者』には該当せず、重婚的内縁関係にある者が『配偶者』に当たるといふべきである。(中略)被保険者等とその戸籍上の配偶者とが上記のような事実上の離婚状態にあるか否かについては、重婚的内縁関係にある者の生活実態と相対的に判断するのではなく、戸籍上の配偶者の生活実態に即して判断すべきであり、具体的には、別居の経緯、別居期間、婚姻関係を維持ないし修復するための努力の有無、別居後における経済的依存の状況、別居後における婚姻当事者間の音信及び訪問の状況、重婚的内縁関係の固定性等を総合的に考慮すべきである。」と判示した。そして「事実上の離婚状態にあるか否か」については、婚姻関係が実体を失って形骸化し、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがないかを被保険者等の生活実態に即して、様々な要素を総合的に考慮して判断すべきであることからすれば、当事者が住居を異にすることないし当事者の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在しないこと(中略)を重要性を有する考慮要素の一つとする限りでは合理性が認められるものの、それを超えてこれら3要素を絶対的の要件とすることは妥当ではない。そもそもかかる通知は行政機関内部において行政がよるべき一つの解釈を明らかにしたものにす

ぎず、法 59 条 1 項の「配偶者」に関する裁判所による法の解釈を何ら拘束するものではない。(中略) 遺族が被保険者等の収入によって生計を維持していたか否かは、法 59 条 1 項所定の「被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持したもの」(生計維持要件)において考慮することが予定されていることをも勘案すると、事実上の離婚状態の認定において、他の諸要素を考慮するまでもなく、経済的依存関係の有無のみをその絶対的要件とすべきとまでいうことはできない。」とし、「本件裁決及び本件処分は適法であり、Xの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 61 条、66 条を適用して、主文のとおり判決する。」と結論づけた。

筆者は、大阪地裁判決の結論を、妥当と考える。なぜならば、事実上の離婚状態の判断を、被保険者等との関係において社会通念上夫婦としての生活実体があったかという観点から行うべきものであるとし、経済的依存関係自体は重要な考慮要素ではあるものの、総合考慮要素の一つにすぎず、それを超えて経済的依存関係の有無のみを事実上の離婚状態の認定において絶対的な要件とすべきとまでいうことはできないと判断したからである。農林漁業団体職員共済組合事件の最高裁判決(昭和 58 年 4 月 14 日民集 37 卷 3 号 270 頁、以下「昭和 58 年判決」という。)は、重婚的内縁関係がある場合の遺族給付に関する最高裁判所の初めての判決であり、本判決は昭和 58 年判決で示された「戸籍上届出のある配偶者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつその状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない。」との判断枠組みは、今日においても維持されている。それでは、離婚の合意(意思の合致)については何をもって、どのような点から「合意」と推定・推認されたのだろうか。本判決では、生計維持要件が「事実上の離婚」に吸収されており、別途検討する余地はなし、とされていることから、必ずしも「明示」の合意までも必要ではないとの判断がなされたと考える。

それでは、昭和 58 年判決は「事実上の離婚状態」をどのように判断しているのだろうか。「事実上の離婚状態」というには実質的な離婚の合意の存在が

必要だと解しているのだろうか。それとも、客観的な事実から婚姻関係が形骸化していると判断できればいいと解しているのだろうか⁽¹⁰⁾。昭和 58 年判決の判旨は「右遺族の範囲は組合員等の生活の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、遺族に属する配偶者についても、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を営んでいた者をいうものと解するのが相当であり、戸籍上届出のある配偶者であっても、①その婚姻関係が実体を失って形骸化し、②かつその状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない。「原審は…… (1) XとAは、事実上婚姻関係を解消することを合意したうえ別居を繰り返しており、(2) AのXに対する……経済的給付はいずれも事実上の離婚給付としての性格を有していたとみられ、(3) 更に、Xとしては昭和 31 年 12 月の別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持継続しようとする意思がなかったと認め……、これらを総合すると、XとAとの間の婚姻関係は、昭和 31 年 12 月以降は事実上の離婚状態にあったものといわざるをえず、Aが死亡した昭和 43 年 8 月 4 日頃にはその婚姻関係は実体が失われて形骸化し、かつ、その状態が固定化していた」と判断している⁽¹¹⁾。

最近の遺族年金をめぐる最高裁判決には、私立学校教職員共済事件（平成 17 年 4 月 21 日集民 216 号 597 頁）がある。本件は、私立学校教職員共済法（以下、「私学共済法」という。）に基づく私立学校教職員共済制度の加入者で、退職共済年金の受給権者であったAが死亡したことから、Aと内縁関係にあったXが、Y（日本私立学校振興・共済事業団）に遺族共済年金の支給を請求したところ、不支給の裁定を受けたため、その取り消しを請求した事件である。本件の争点は、Aと重婚的内縁関係にあったXがAの遺族共済年金の支給を受けることができる遺族たる「配偶者」に当たるかどうかであり、その判断に当たり、Aの法律上の配偶者であるBを同「配偶者」に当たらないということができないかどうかである。本件は遺族年金受給要件のうち、生計維持要件については争いがなく「配偶者性」のみが争点とされ、昭和 58 年判決と比較すると「事実上の離婚状態にある」という文言を用いていない。これは本件の判断基

準も昭和58年判決以後、多くの裁判例と同様のものであり、これを是認したからである。そして具体的な離婚の合意があったとまでいえなくても、婚姻関係が実態を失って修復の余地がないまでに形骸化していたとして、重婚的内縁配偶者に遺族共済年金を認めている。このことは明示の離婚の合意という要素は、配偶者性の判断に必ずしも必要ないことを明らかにしつつ、「黙示」の合意についても、それが不可欠な要素とまでは位置づけていないものと理解される⁽¹²⁾。なお、事実婚を含む旨の明文の規定を持たない恩給法に関しては、受給権者たる配偶者を法律上の配偶者に限定されている（最判平成7・3・24判時1525号55頁）⁽¹³⁾。

2. 遺族厚生年金不支給決定取消請求控訴事件

【名古屋高等裁判所（平成29年（行コ）第56号）平成29年11月2日判決】

原審：遺族厚生年金不支給決定取消請求事件

【岐阜地方裁判所（平成27年（行ウ）第9号）平成29年4月28日判決】

本件は、厚生年金保険法に基づく老齢厚生年金の受給権者であったAが死亡したことから、亡A（以下、「亡A」という。）と内縁関係にあった被控訴人X（原審原告）が処分行政庁Yに遺族厚生年金の支給を請求したのに対し、YがXに対し平成25年5月27日付けで遺族厚生年金を支給しない決定（以下、「本件処分」という。）をしたため、Xが、本件処分の取消しを求めた事案である⁽¹⁴⁾。なお、亡Aの法律上の妻が、控訴人（原審被告）である国に補助参加している点が特徴的である（以下、「B」という。）。

原審は、亡AとBとの婚姻関係は実態を失って形骸化し、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのない事実上の離婚状態にあったと認めるのが相当であるとする一方、亡AとXの内縁関係は、亡Aの死亡当時、相当程度安定かつ固定化していたのであるから、厚生年金保険法59条1項所定の「配偶者」に当たると認めるのが相当であるとして、本件処分を取消した。そこで、Bが控訴した。

本件の争点は、本件処分の適法性であり、具体的には、亡AとBは事実上の

離婚状態にあり、原告が厚生年金保険法 59 条 1 項所定の「配偶者」に該当するといえるか否かである。

X は、亡 A と B の婚姻関係の形骸化、亡 A と B の別居の経緯及び別居の期間、亡 A の離婚意思等、亡 A と B との音信・連絡等、別居後における経済的依存の状況、X と亡 A の生活状況、亡 A と X の経済的依存関係を主張した。これに対して Y は、亡 A と B の関係、離婚の合意の有無等、別居の期間と別居の理由、別居後の経済的依存の状況、亡 A と B の音信又は訪問等から、X と亡 A の関係を主張した。また B は、亡 A と B の関係について、亡 A 及び B に離婚の意思はなかったこと、別居後の亡 A と B 間の音信・連絡等、別居後の経済的依存状況、亡 A と X の関係を主張した。

原審は、「亡 A と B との間の婚姻関係は事実上の離婚状態にあったものであり、他方、(中略) 亡 A と X との間の内縁関係は、亡 A の死亡当時、相当程度安定かつ固定化していたのであるから、X は厚年法 3 条 2 項所定の『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者』すなわち厚年法 59 条 1 項所定の『配偶者』に当たると認めるのが相当である。そして、亡 A の死亡当時、X と亡 A の住所が住民票上同一であったこと、また、本件裁定請求時、原告の年収が 850 万円未満であったこと(中略)からすれば、X は、亡 A によって『生計を維持したもの』(厚年 59 条 1 項)に当たると認められる。そうすると、原告は遺族厚生年金の受給権を有するものと認められるから、本件決定は違法である。」と判示した。

名古屋高裁は、「亡 A と B は、平成 12 年以降完全に別居し、連絡も断絶状態にあったのであり、(中略)、その後、亡 A が死亡した平成 24 年 7 月 30 日までの 12 年間は、苦楽を共にしてきた夫婦とはいえ、亡 A が死亡した時点では、事実上の離婚状態にあったと認められることは、原判決が、(中略)、説示するとおりである。」とし、「平成 12 年以降、亡 A との連絡を断絶していたのであるから、この事実は、亡 A と補助参加人の婚姻関係が事実上離婚状態にあることを示すものであるといえ、補助参加人の主張は採用することができない。」と判示した。そして「X の本訴請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。」と結

論づけた。

筆者は、この判決の結論に賛成する。なぜならば、亡AとXの間の内縁関係は、亡Aの死亡当時、相当程度安定かつ固定化していると判断できるからである。原審は、亡Aの死亡当時、Xと亡Aの住所が住民票上同一であったこととXの年収が850万円未満であったことからXは亡Aによって「生計を維持したもの」と判断し、厚年法59条1項所定の「配偶者」とした。控訴審は、原審と同じ争点を「亡AとXの内縁関係は、亡Aの死亡当時、相当程度安定かつ固定化している」ことから厚年法59条1項所定の「配偶者」に当たるとした。つまり、法律婚と重婚的内縁関係の生活実態の相対的な比較や、重婚的内縁関係における死亡者と法律上の配偶者との「事実上の離婚状態」より、死亡者と重婚的内縁関係にある者との「相当程度安定かつ固定化」された関係を判断枠組みとしたのである。昭和58年判決と両判決の比較、また両判決における立法事実の認定と評価、厚生年金保険法における「重婚的内縁関係における配偶者」の判断枠組み、特に死亡者と重婚的内縁関係にある者との関係の「相当程度安定かつ固定化」という判断枠組みについては、今後の課題としたい。

IV. むすび

上記の他、今後の検討課題を示してむすびとしたい。

遺族年金のほかに、老齢基礎年金及び老齢厚生年金をめぐる最近の判例として、未支給年金等不支給決定取消請求控訴事件（仙台高等裁判所（平成27年（行コ）第20号）平成28年5月13日判決、原審：未支給年金等不支給決定取消請求事件（仙台地方裁判所（平成26年（行ウ）第8号）平成27年10月5日判決）がある。事実の概要は、国民年金法に基づく老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であった夫が死亡したことから、その妻である原告が、両年金の未支給分を自己の名で請求したところ、いずれも不支給処分となったため、被告である国に対して同処分の取消しを求めた事案である。生計同一要件を満たさないとして原告の請求を棄却した原審の判決を不服として、原告が控訴した控訴審において原審の判決が取り消され、原告の請求がいずれも認容さ

れた事例である⁽¹⁵⁾。筆者は、本判決の結論には疑問であり、原審の判決の結論を支持する。なぜならば、原審の判決は「生計同一に関する認定要件（経済的援助、音信や訪問など）」に基づいた事実関係から、原告（妻）と夫は「別居解消の可能性はない。」ことを導いており、また別居に至る事情についても生計同一要件を修正又は緩和する要素としてではなく、別居解消の可能性を検討するにあたっての考慮要素として評価しているからである。本判決は、現に消費生活上の家計を一つにしているか否かのみではなく、夫婦の個別的で具体的な事情を勘案しつつも、婚姻費用分担義務の存否その他の規範的要素を含め、事実関係を拡大して、例外として生計同一要件を認めたものとする。生計同一要件の充足性の判断枠組みについて、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の未支給分の問題と遺族年金は同じ扱いでよいのかどうか、今後の検討課題にしたい。

最近の遺族年金の判例は、婚姻障害（近親婚⁽¹⁶⁾、重婚的内縁関係）だけでなく、養子やLGBT、外国籍など、これまでの「遺族」や「配偶者」そのものの捉え方に再考を促すような事例もでてきている。家族形態の変容は遺族の概念に限らず、遺族年金の在り方までも影響を及ぼすであろう⁽¹⁷⁾。諸外国における遺族年金⁽¹⁸⁾では、イギリスが2014年の年金改革の中で、遺族給付制度を有期給付と一時金から構成され、基本的には子の有無に関わらない「遺族支援手当」へ改正したことにも着目して検討していきたい。

(1) 大阪地裁判決と大阪高裁判決における立法事実の認定と評価については、河谷はるみ「遺族補償年金の支給要件にみられる男女差についての一考察—大阪地裁判決（平25年11月25日）と大阪高裁判決（平27年6月19日）を素材にして—」（九州看護福祉大学紀要 Vol.17、2017（平成29）年）を参照。

(2) 堀勝洋『年金保険法〔第4版〕—基本理論と解釈・判例』（法律文化社、2017（平成29）年）494頁。

(3) 後藤清・近藤文二『労働者年金保険法論』（東洋書館、1942（昭和17）年）488頁。

(4) 労働省労災補償部編『新 労災保険法』（1966（昭和41）年）319頁。

(5) 前田陽一・本山敦・浦野由紀子『民法Ⅵ 親族・相続 第5版』（有斐閣、2019（令和元）年）112頁。

(6) 我妻栄『法律学全集 23 親族法』（有斐閣、1961（昭和36）年）134頁。

(7) 良永彌太郎「重婚的内縁関係にあった者の遺族補償給付受給権（広島地裁：昭和55

- 年 11 月 20 日判決) (別冊ジュリスト 社会保障判例百選 [第 2 版] No.113、有斐閣、1991 (平成 3) 年) 129 頁。
- (8) 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、2003 (平成 15) 年) 378 頁は、「最近の裁判例では、重婚的内縁配偶者を受給権者と認めるために、被災者と婚姻の届出をした者との間に婚姻関係を解消することについての合意があることは必ずしも必要ではなく、「別居に至る経緯、別居期間、婚姻関係を維持する意思の有無、婚姻関係を修復するための努力の有無、経済的依存関係の有無・程度、別居後の音信、訪問の有無・頻度等を総合考慮して」その判断を行うとしている。」とする。
- (9) 本判決は、次の裁判所情報から引用した。http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/468/084468_hanrei.pdf (最終閲覧: 2019 (令和元) 年 11 月 15 日)
- (10) 西村健一郎・岩村正彦・菊池馨実編『社会保障法 Cases and Materials』(有斐閣、2005 (平成 17) 年) 231 頁。
- (11) 西原道夫「重婚的内縁関係と遺族年金の請求権 (最高裁: 昭和 58 年 4 月 14 日判決)」(別冊ジュリスト 社会保障判例百選 [第 2 版] No.113、有斐閣、1991 (平成 3) 年) 22 頁。
- (12) 増田幸弘「社会保障法判例 いわゆる重婚的内縁関係にあった者が、私立学校教職員共済法による遺族共済年金の受給権者と認定された事例」(季刊・社会保障研究 Vol.43 No.2、2007 (平成 19) 年) 173 頁。
- (13) 前田・本山・浦野、前掲書 (5)、119 頁。
- (14) 本判決は、次の D1-Law.com 第一法規法情報総合データベースから引用した。https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?3&hriid=28254375&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧: 2019 (令和元) 年 11 月 15 日)
- (15) 本判決は、次の D1-Law.com 第一法規法情報総合データベースから引用した。https://hanrei.d1-law.com/dh_h/hanrei_detail?2&hriid=28241781&noPopFlg=0&SEARCH_RESULT_POP=search_list (最終閲覧: 2019 (令和元) 年 11 月 15 日)
- (16) 近親婚にあたる内縁関係と遺族厚生年金については、高橋大輔「II 家族が変わる 3 内縁をどこまで保護すべきか—近親婚にあたる内縁配偶者の法的保護」(増田幸弘・三輪まどか・根岸忠編『変わる福祉社会の論点 [第 2 版]』、信山社、2019 (令和元) 年)、橋爪幸代「第 2 章 年金制度」(黒田有志弥・柴田洋二郎・島村暁代・永野仁美・橋爪幸代『社会保障法』、有斐閣、2019 (令和元) 年) を参照。
- (17) 河谷はるみ「遺族年金における遺族概念の社会的変容—生計維持要件を中心に—」(九州看護福祉大学紀要 Vol.18、2018 (平成 30) 年) では判例を素材にして、遺族年金における生計同一要件と例外条項を中心に検討した。
- (18) 詳細については、厚生労働省年金局「遺族年金制度について—諸外国の遺族年金制度とその改革動向—」(第 8 回社会保障審議会年金部会、2019 (平成 31) 年 3 月 13 日) 30 頁以下を参照。